

編集委員会規則

(目的)

第1条 編集委員会(以下「この委員会」という。)は、スマートプロセス学会誌の編集ならびにそれに関連する業務を遂行することを目的とする。

(職務)

第2条 この委員会は、次の職務を行うとともに、それらの責任を負う。

- (1) スマートプロセス学会誌の編集および発行
- (2) スマートプロセス学会誌の企画
- (3) スマートプロセス学会誌に投稿された原稿の審査及び掲載の可否決定
- (4) スマートプロセス学会誌への原稿の投稿募集
- (5) 学術誌としての原稿の質の確保
- (6) 学会誌に関して申し立てられた事案への対応
- (7) その他、スマートプロセス学会誌の編集発行に関すること

(構成)

第3条 この委員会は、委員長1名、副委員長1名、及び委員で構成する。

- 2 委員長は、会長が委嘱する。
- 3 副委員長及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員長は、委員会を主催し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員長が招集し、年6回程度開催する。なお、必要に応じ随時開催することができる。
- 3 委員会において議決を要する場合は、出席委員の多数決による。
- 4 委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。
- 5 委員会は、学会とは独立して運営を行う。
- 6 委員会は、経済的または政治的利益ではなく、発刊の趣旨に沿い、記事の発行を決定する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は理事会の決議による。

(委員会への委任)

第7条 この規則を実施するための事項及びこの規則に定めのない事項は、委員会において定める

附則

この規則は、令和4年4月28日より施行する。(令和4年4月28日理事会決議)